

令和2年度 自動車局関係税制改正の概要

令和元年12月
国土交通省自動車局

公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

自動車整備事業者等が取得する廃油処理装置に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 水質汚濁防止法に基づき、水質汚濁を防止するため、廃油処理装置を設置する等の手段を講じて公害防止を図る必要がある。
- 事業者が取得する廃油処理装置に係る税制上の優遇措置を行うことにより、廃油処理装置の整備を促進し、地球環境の保護・公害の防止を推進することが必要。

廃油処理装置

油水分離槽



排水処理装置



自動車整備業は事業の性質上、部品や下部洗浄を行う必要があり、その際、廃油や廃水が生じる。

要望の結果

公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置現行の措置について、2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

特例措置の内容

水質汚濁防止法による一定の工場又は事業場に新設する廃油処理装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置。

課税標準の特例

- ①複数の市町村にまたがる資産 1/2
- ②その他の資産 市町村の条例で定める割合(1/3～2/3)